

# 第1部

## 計画の基本条件

第1章 総論	2
1・計画策定の背景等	2
2・計画の位置づけと期間	3
第2章 計画策定の基本条件	5
1・高齢者等の状況	5
2・介護保険の状況	8
3・高齢者の生活実態や制度に対する意向について	10
第3章 基本理念	19
1・計画の基本的な考え方	19
2・日常生活圏域の設定	22

# 第1章 総論

## 1・計画策定の背景等

総務省統計局による平成22年度の国勢調査によれば、我が国の65歳以上人口の割合は、世界で最も高い水準となっております。

また、平成22年10月1日現在、総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合【高齢化率】は23%に達しています。佐倉市においても高齢化の進展は著しく、介護保険制度が導入された平成12年9月末現在、住民基本台帳に基づく人口推移では12.4%だった高齢化率も、平成23年9月末現在には22.7%となっており、今後も高くなっていくことが予想されます。

一方、少子化も進行しており、国の人口動態統計によると、平成17年（2005年）に初めて出生数が死亡数を下回り、人口減少社会が到来しました。

今後も少子・高齢化が進んで行くことが予想されていくなかで、佐倉市の人口は、平成23年度から平成32年度まで緩やかに減少し、人口構成では64歳以下は減少、65歳以上は増加すると推計しております。

このような人口構成の変化から、少子・高齢化と人口減少に対応した社会システムの構築が求められております。特に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの各領域のサービスが適切に組み合わせられて提供される地域包括ケアシステムの構築が、日常生活圏域において生活上の安全・安心・健康を確保していくためにも極めて重要であります。

また、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域基盤の強化も必要です。そのためには、自助・共助・公助の適切な組み合わせに基づいた地域づくりを、市民の皆様とともに推進していく必要があります。

これらの取り組みを着実に進め、高齢者が健康でいきがいをもって生活が送れることができるよう、市民と行政がともに手を携え、高齢者の主体性を重視し、いきいきとした人生を支援していく体制づくりに向け、福祉・介護施策の充実と社会参加の機会の拡充、バリアフリーのまちづくりを進めていく必要があります。

この計画は、高齢化率が21%を超えた超高齢社会における福祉や介護の諸課題を、市民の皆様とともに解決し、誰もが暮らしやすい佐倉市へと向けた「高齢者のための総合的な計画」としての性格を持ち、福祉分野及び介護が必要になったときの介護保険サービスについて、今後3年間の計画をとりまとめたものです。

## 2・計画の位置づけと期間

### 1) 法的根拠【経過】

平成18年3月：「第3期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画」は、老人保健法（第46条の18）に基づく「市町村老人保健計画」、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」の3つの計画を統合し策定。

平成18年6月：「健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が、医療制度改革の一環として「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、平成20年4月の法施行後、「市町村老人保健計画」は既に法定計画ではなく、関連する事業は「健康増進法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく事業として移管。

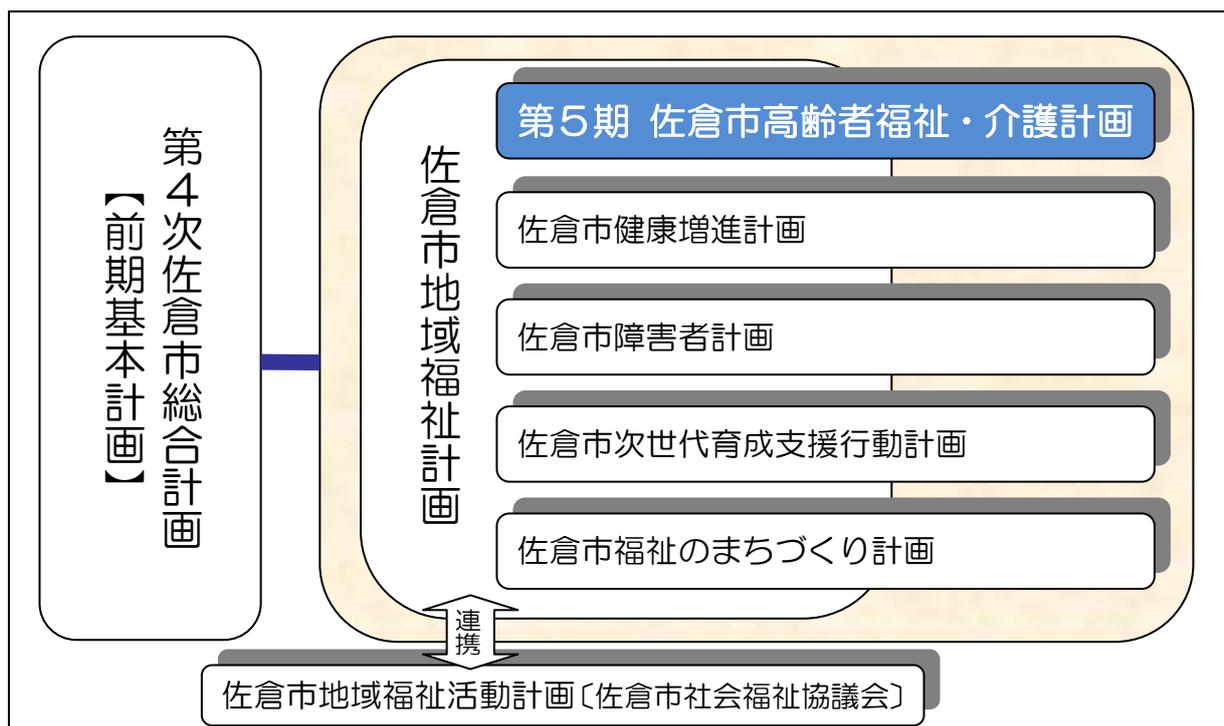
平成21年3月：「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法（第20条の8）及び介護保険法第（117条）に規定された計画とし、従来あった「老人保健計画」を位置付けないものとして整理。（本市の保健分野に関する計画として、佐倉市健康増進計画「健康さくら21」がありますので、今後も同計画などに基づき、高齢者のための健康づくりを推進していくこととなります。）

### 2) 計画の位置づけ

この計画は、「佐倉市総合計画」を基本とし、「佐倉市地域福祉計画」の一環として高齢者の福祉及び介護保険事業運営に関する本市の取り組みを示したものです。

また、老人福祉法、介護保険法などの法令や市の関連する個別計画との整合を図って策定しています。

図 1-1-1 第5期計画の位置づけ





## 第2章 計画策定の基本条件

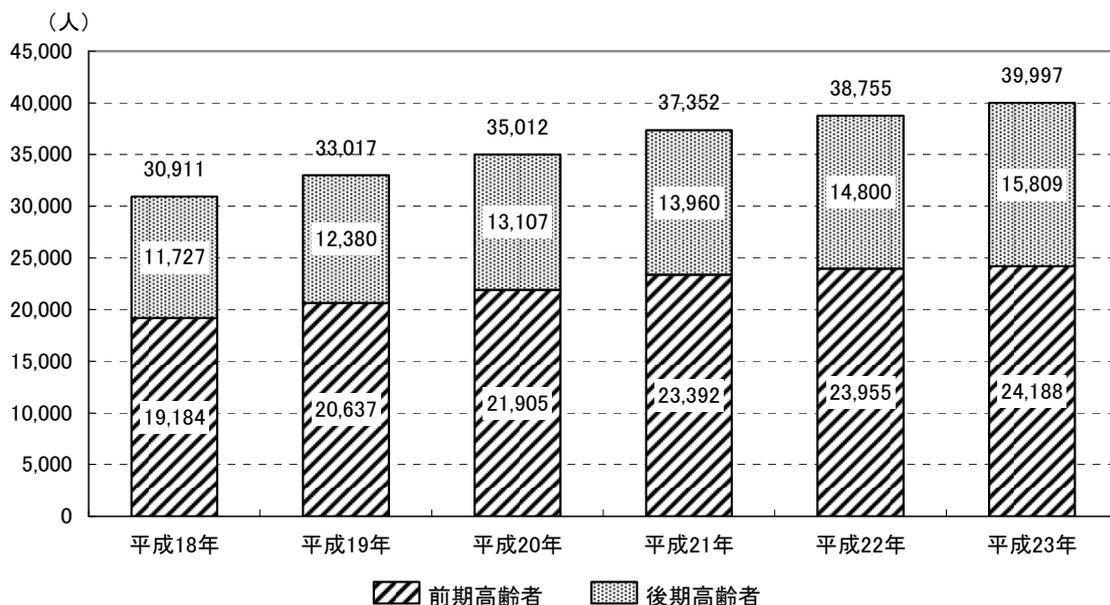
### 1・高齢者等の状況

#### 1) 佐倉市の人口推移

本市の人口は微増傾向で推移し、平成23年9月末現在（住民基本台帳）の人口数は、176,118人となっています。高齢者の人口数は、平成18年9月末現在30,911人から平成23年9月末現在39,997人へ約9,000人増加しています。

図1-2-1 人口等の推移・各年9月末現在

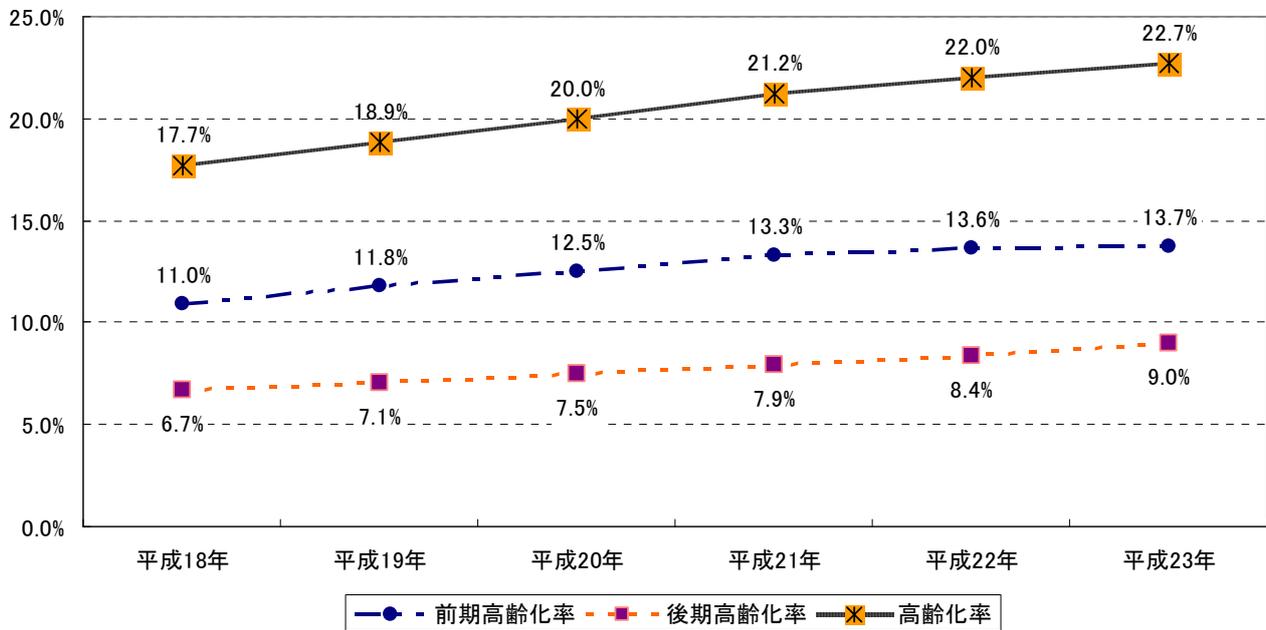
区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口(A)	175,104	175,032	175,359	175,946	176,061	176,118
40歳未満	78,887	77,346	76,165	75,112	73,763	72,143
40-64歳	65,306	64,669	64,182	63,482	63,543	63,978
65-69歳	11,241	12,006	12,846	14,024	14,019	13,528
70-74歳	7,943	8,631	9,059	9,368	9,936	10,660
75-79歳	5,316	5,544	5,891	6,327	6,768	7,312
80-84歳	3,488	3,706	3,946	4,145	4,299	4,476
85-89歳	1,868	1,980	2,090	2,244	2,397	2,573
90歳以上	1,055	1,150	1,180	1,244	1,336	1,448
40歳以上	96,217	97,686	99,194	100,834	102,298	103,975
高齢者人口(B)	30,911	33,017	35,012	37,352	38,755	39,997
前期高齢者(C)	19,184	20,637	21,905	23,392	23,955	24,188
前期高齢化率(C)／(A)	11.0%	11.8%	12.5%	13.3%	13.6%	13.7%
後期高齢者(D)	11,727	12,380	13,107	13,960	14,800	15,809
後期高齢化率(D)／(A)	6.7%	7.1%	7.5%	7.9%	8.4%	9.0%
高齢化率(B)／(A)	17.7%	18.9%	20.0%	21.2%	22.0%	22.7%



## 第1部 計画の基本条件

佐倉市に住民登録している人の人口構成では、平成18年9月末現在に17.7%であった高齢化率は、平成23年9月末現在には22.7%に達しています。

図 1-2-2 高齢化率の推移・各年9月末現在



## 2) 高齢世帯等の状況

平成23年10月1日現在の高齢者のいる世帯は、27,850世帯で、平成18年10月1日現在から約5,800世帯の増加となっています。高齢者単身世帯と高齢者のみの世帯を合わせた世帯は、平成18年10月1日現在の10,669世帯から平成23年10月1日現在には、15,153世帯と、約4,500世帯増加し、その割合も、48.3%から54.4%に増加しています。

図1-2-3 高齢世帯等の推移・各年10月1日現在

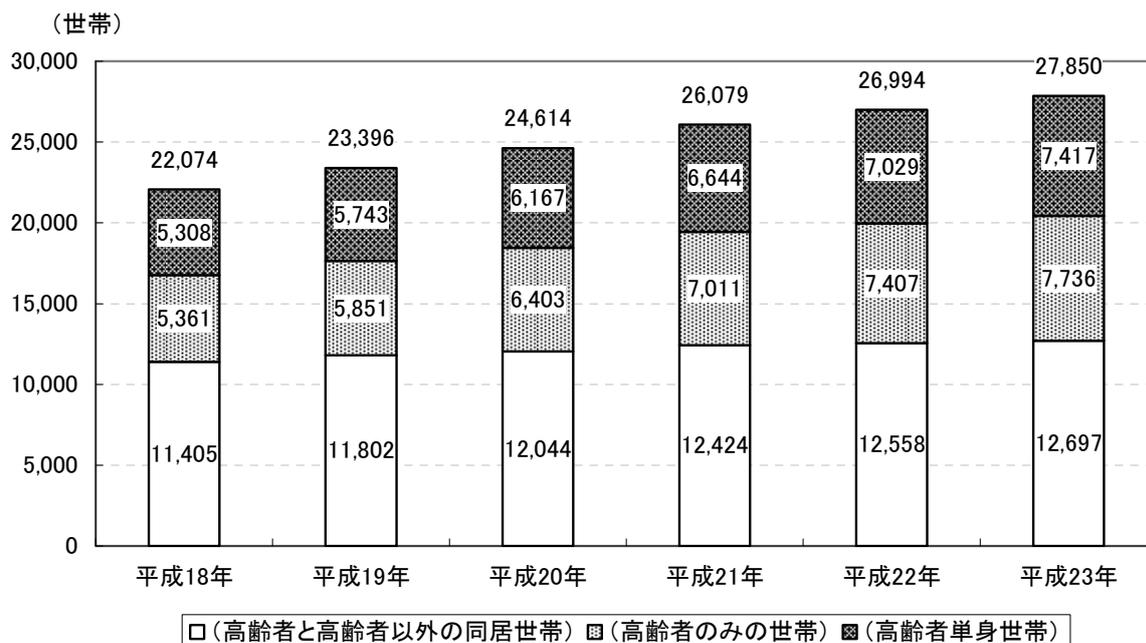
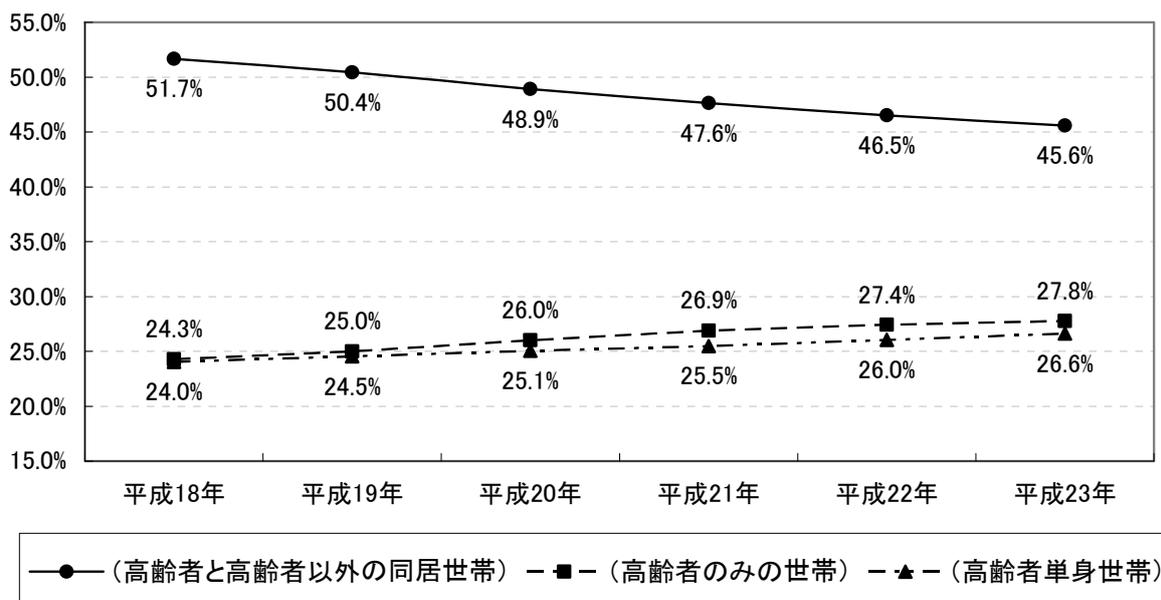


図1-2-4 高齢世帯構成の推移・各年10月1日現在



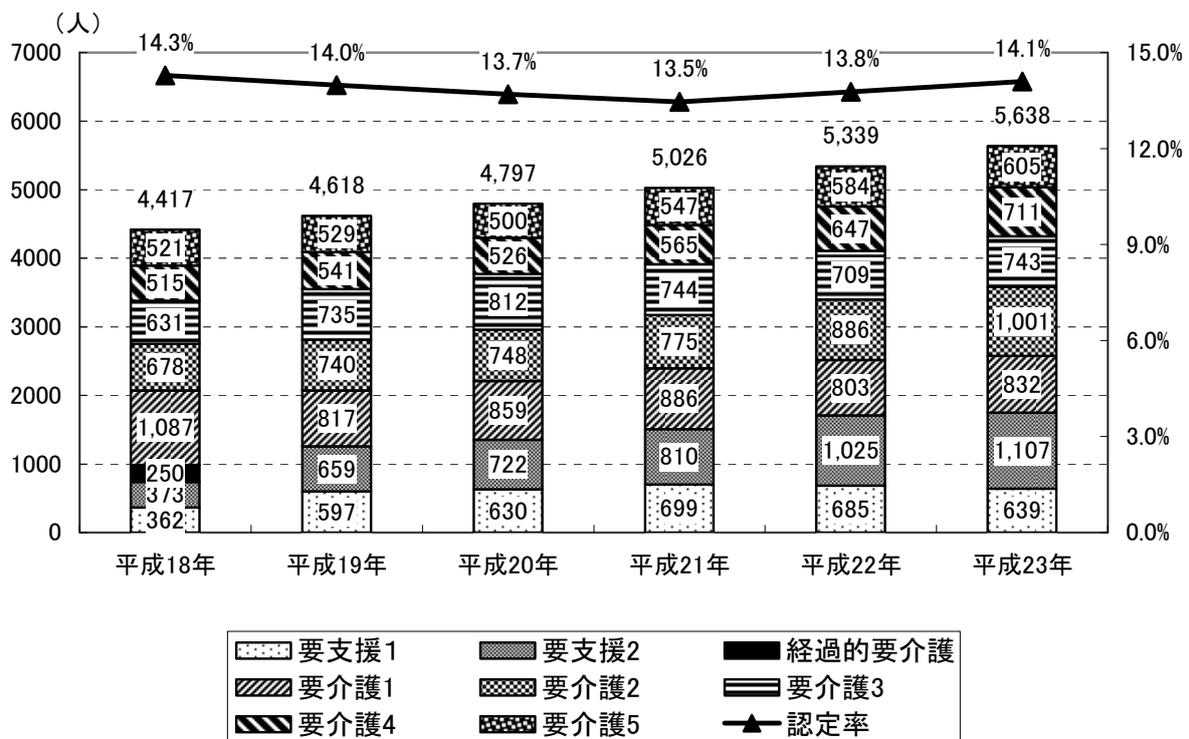
## 2・介護保険の状況

### 1) 要支援・要介護認定者数等の推移

平成18年9月末現在、要支援・要介護認定を受けている人は、4,417人から平成23年9月末現在5,638人です。そのうち、第1号被保険者は、5,404人です。平成23年9月末現在の65歳以上の人口が39,997人ですから、約14%の高齢者が要支援・要介護認定を受けていることになります。

介護度が比較的軽い要支援1、要支援2、及び要介護1の合計は、2,578人(45.7%)、中程度の要介護2及び要介護3の合計は、1,744人(31.0%)、程度の重い要介護4及び5の重度の合計は、1,316人(23.3%)、となっています。

図1-2-5 要支援・要介護認定者数等の推移・各年9月末現在



区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
65歳以上人口(A)	30,911	33,017	35,012	37,352	38,755	39,997
要支援1	362	597	630	699	685	639
要支援2	373	659	722	810	1,025	1,107
経過的介護	250	0	0	0	0	0
要介護1	1,087	817	859	886	803	832
要介護2	678	740	748	775	886	1,001
要介護3	631	735	812	744	709	743
要介護4	515	541	526	565	647	711
要介護5	521	529	500	547	584	605
要介護等認定者(B)	4,417	4,618	4,797	5,026	5,339	5,638
認定率(B)／(A)	14.3%	14.0%	13.7%	13.5%	13.8%	14.1%

## 2) 介護サービスの受給状況

平成23年9月末現在、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人数は3,544人で、要支援・要介護認定を受けている人の62.9%（受給率）となっており、特に要介護1及び2の割合が多く70%を超えています。

また、地域密着型（介護予防）サービスを受けている人数は221人で、受給率は約4%です。さらに、施設介護サービスを受けている人数は846人で、その受給率は15.0%ですが、要介護4の方では受給率が33.5%、要介護5の方では受給率が41.2%となっています。

図1-2-6 介護（予防）サービス受給状況・平成23年9月末現在

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
居宅介護(介護予防)サービス	受給者(A)	357	762	616	731	466	362	250	3,544	
	受給率(A)／(G)	55.9%	68.8%	74.0%	73.0%	62.7%	50.9%	41.3%	62.9%	
地域密着型(介護予防)サービス	受給者(B)	0	2	53	55	44	40	27	221	
	受給率(B)／(G)	0.0%	0.2%	6.4%	5.5%	5.9%	5.6%	4.5%	3.9%	
施設介護サービス	介護老人福祉施設	受給者(C)	0	0	9	63	97	127	160	456
		受給率(C)／(G)	0.0%	0.0%	1.1%	6.3%	13.1%	17.9%	26.4%	8.1%
	介護老人保健施設	受給者(D)	0	0	38	60	85	95	62	340
		受給率(D)／(G)	0.0%	0.0%	4.6%	6.0%	11.4%	13.4%	10.2%	6.0%
	介護療養型医療施設	受給者(E)	0	0	0	1	6	16	27	50
		受給率(E)／(G)	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.8%	2.3%	4.5%	0.9%
	小計	受給者(F)	0	0	47	124	188	238	249	846
		受給率(F)／(G)	0.0%	0.0%	5.6%	12.4%	25.3%	33.5%	41.2%	15.0%
要介護(要支援)認定者(G)		639	1,107	832	1,001	743	711	605	5,638	

### 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにとの観点から、平成18年4月の改正介護保険の施行により導入され、その後の法改正を経て、平成24年度からは、以下に挙げる8種類のサービスとなります。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護【新規】
- ②夜間対応型訪問介護
- ③小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
（定員29人以下の特別養護老人ホーム）
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護  
（定員29人以下の介護専用型特定施設）
- ⑧複合型サービス【新規】

### 3・高齢者の生活実態や制度に対する意向について

#### 1) 実態調査（アンケート調査）の実施概要

佐倉市では、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定〔第4期計画の見直し〕のための基礎資料とすることを目的として、満65歳以上の市民の方々を対象に、生活の実態や制度に対するご意見などを伺うアンケート調査を実施しました。

##### (1) 調査の種類及び調査対象者

調査種別	調査対象者
①一般高齢者調査	平成23年6月末日時点において、市内在住の65歳以上の高齢者の方
②要支援・要介護認定者調査	平成23年6月末日時点において、要支援・要介護認定を受けている市内在住の被保険者

##### (2) 調査の設計

調査種別	項目	内容
①一般高齢者調査	ア. 対象者数	1,000名
	イ. 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	ウ. 調査地域	市内全域
②要支援・要介護認定者調査	ア. 対象者数	1,000名
	イ. 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	ウ. 調査地域	市内全域

##### (3) 調査方法

郵送配布、郵送回収

##### (4) 調査期間

平成23年7月15日（金）～7月29日（金）

##### (5) 回収結果（回答結果は資料編の●●ページに記載してあります）

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①一般高齢者調査	1,000	780	78.0%
②要支援・要介護認定者調査	1,000	640	64.0%
合計	2,000	1,420	71.0%

## 2) 実態調査（アンケート調査）結果からの計画への反映

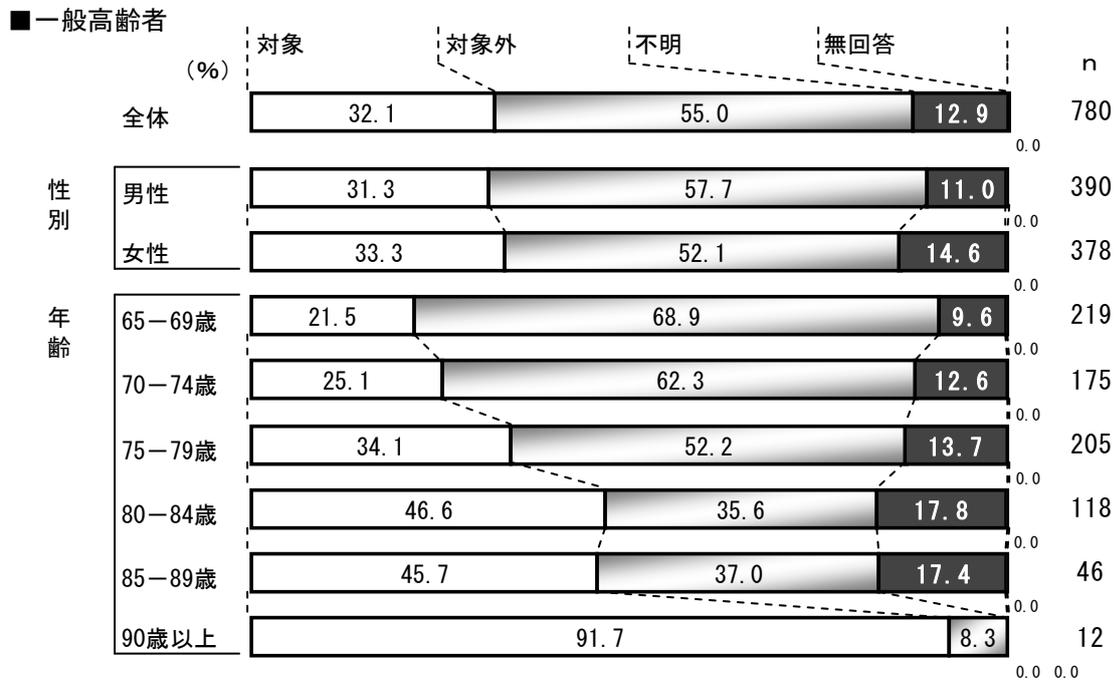
実態調査（アンケート調査）の結果を踏まえて、以下の6点を重点的事項としてとらえ、計画策定にあたって特に配慮していくものとなりました。

### ●重点的事項1：介護予防への取り組み

一般高齢者を対象に、現在の健康状態等について、二次予防事業の対象者(要介護等の状態になる恐れのある高齢者)を把握するために必要な項目を加えて、調査を行いました。

調査の結果、二次予防事業の対象者は、80歳～84歳で46.6%、85歳～89歳で45.7%、90歳以上で91.7%と、年齢を重ねるほど高く、全体でも、32.1%となっています。

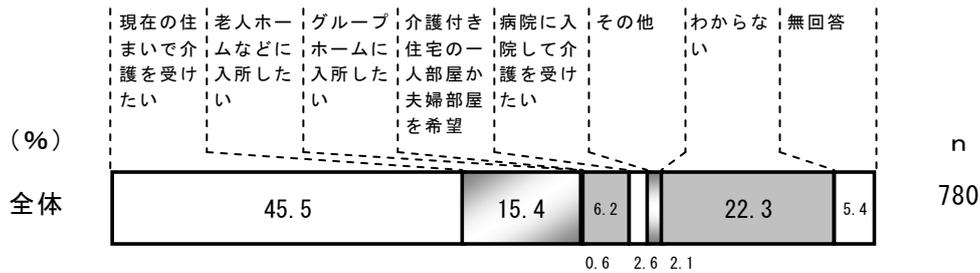
このことから、今後も、高齢化の進行に伴って介護保険サービスの利用者が増え続けることが推測されます。



●重点的事項2：介護保険サービスの利用意向と利用状況

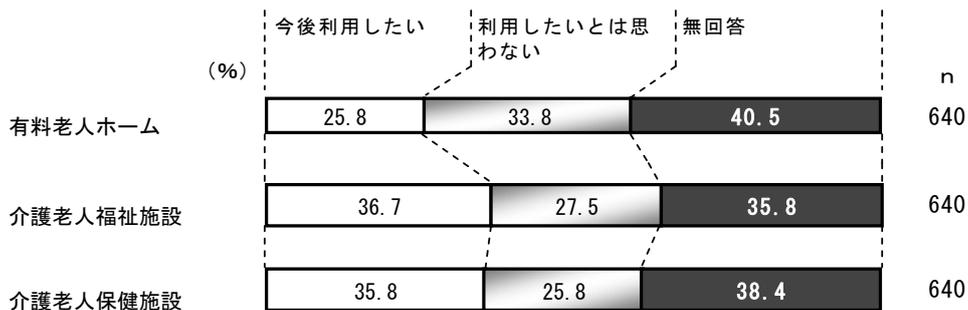
一般高齢者を対象とした調査で、今後、要介護となった場合に介護を受けたい場所について聞いたところ、「老人ホーム等に入所したい」「グループホームに入所したい」「介護付き住宅の一人部屋か夫婦部屋を希望」の施設入所希望者が22.2%となっております。一方、要介護・要支援の方を対象とした介護保険サービスの利用意向では、有料老人ホームは25.8%、介護老人福祉施設は36.7%、介護老人保健施設は35.8%の方が、今後利用したいと回答しています。

■一般高齢者



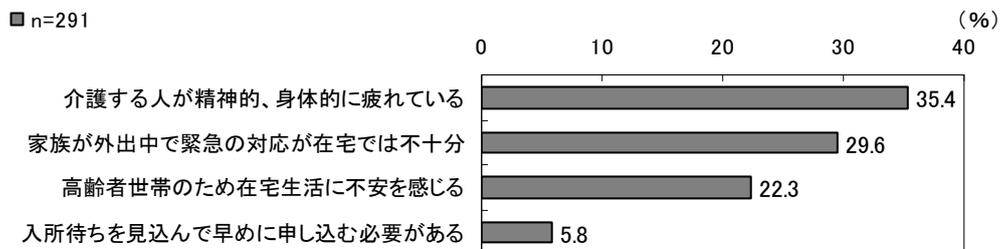
・介護保険サービスの利用意向について

■要介護・要支援



利用したいと思う理由については、「介護する人が精神的、身体的に疲れている(35.4%)」「家族が外出中で緊急の対応が在宅では不十分(29.6%)」という意見がある一方、「高齢者世帯のため在宅生活に不安を感じる(22.3%)」「入所待ちを見込んで早めに申し込む必要がある(5.8%)」といった将来の不安のために施設を利用したいと考えていることも伺えます。

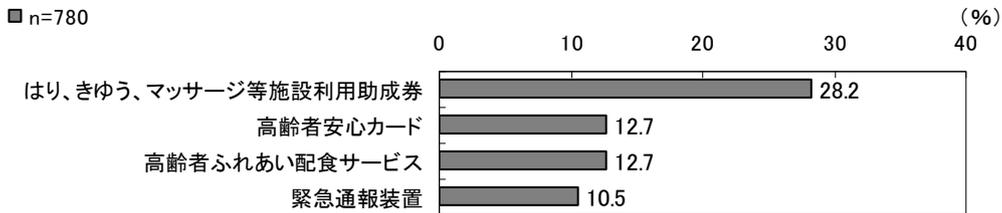
■要介護・要支援



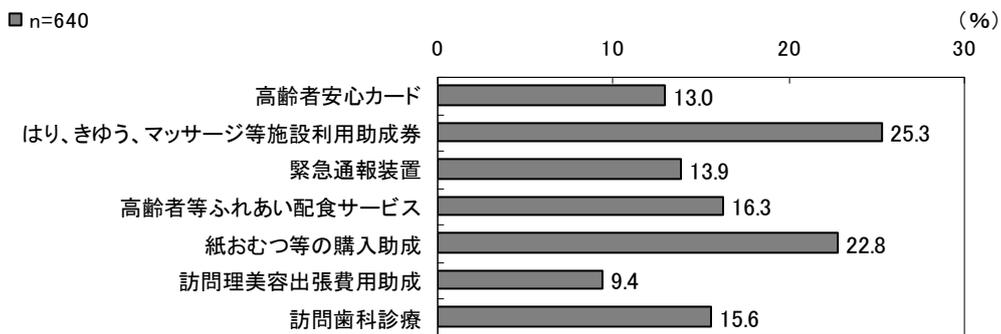
●重点的事項3：保健・福祉・介護に対する認知度の向上

介護保険サービス以外で、市が独自で行っている高齢者の生活支援や家族介護の支援サービスの認知度について、一般高齢者、要介護・要支援の方を対象とした調査ではそれほど高くない状況となっています。

■一般高齢者



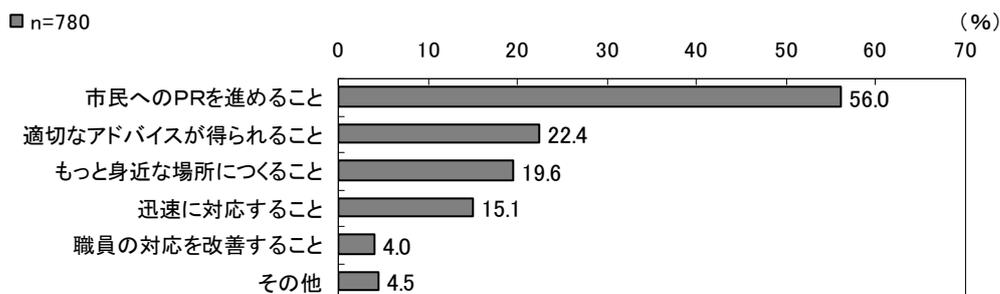
■要介護・要支援



また、地域包括支援センターの認知度について、要介護・要支援の方を対象とした調査では、認知度が67.3%である一方、一般高齢者を対象とした調査では34.2%と低い状況にありました。

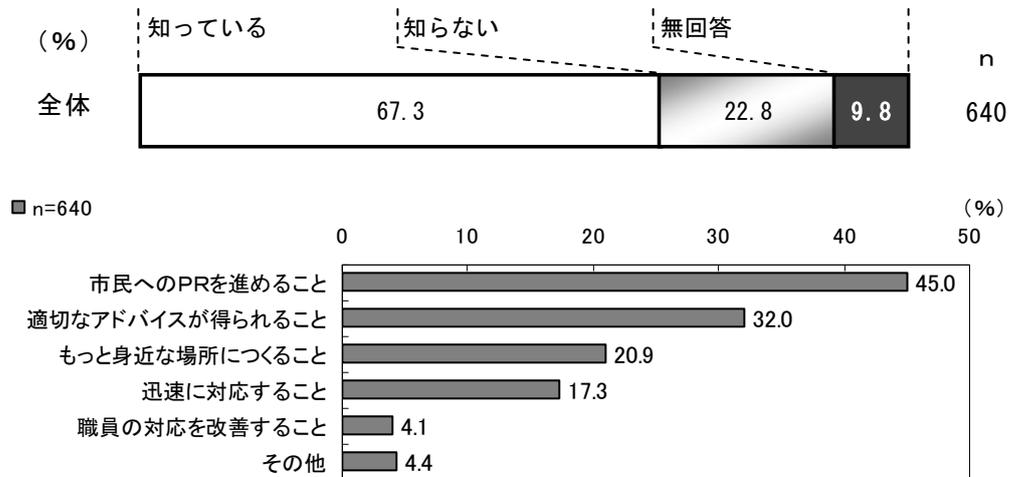
地域包括支援センターの利用促進のために必要なことについては、一般高齢者、要介護・要支援を対象とした調査ともに、「市民へのPRを進めること」が高い割合を示しており、今後とも、高齢者に対する周知活動等を徹底していく必要があります。

■一般高齢者



## 第1部 計画の基本条件

### ■要介護・要支援



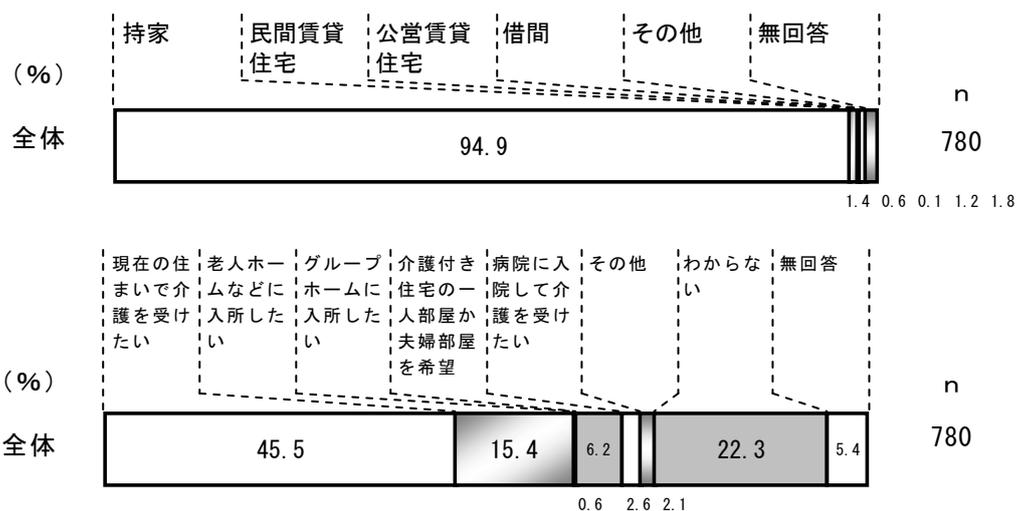
さらに、平成23年度に実施した市民意識調査では、佐倉市が実施している介護予防事業について知っていると回答した方は全体の17.8%と低い状況であり、今後、一般高齢者を対象に行った市に取り組んで欲しい介護保険施策についても、「制度や利用方法に関する情報提供の充実」と回答される割合が高いものとなっています。

●重点的事項4：在宅福祉サービスの利用について

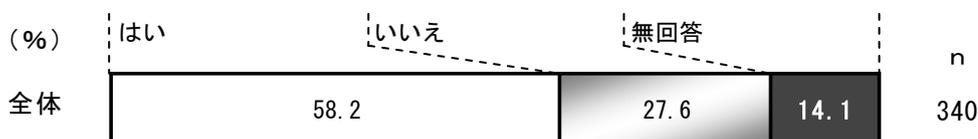
一般高齢者を対象とした調査では、持ち家比率の割合が94.9%と高い状況にあり、今後、要介護となった場合に介護を受けたい場所については、多くの方が「現在の住まいで介護を受けたい（45.5%）」となっています。

また、在宅生活のために住宅改修が必要と答えた方は58.2%と高い割合となっています。

■一般高齢者

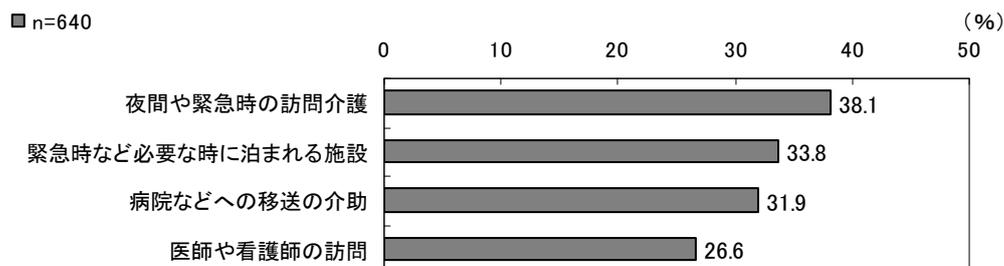


在宅生活のために今後住宅改修が必要か？



次に、要介護・要支援の方を対象とした調査で、在宅生活を継続するために必要な居宅介護サービスについては、「夜間や緊急時の訪問介護（38.1%）」「緊急時など必要な時に泊まれる施設（33.8%）」「病院などへの移送の介助（31.9%）」が3割を超える回答結果となっており、24時間対応の介護サービス体制の充実が課題であります。

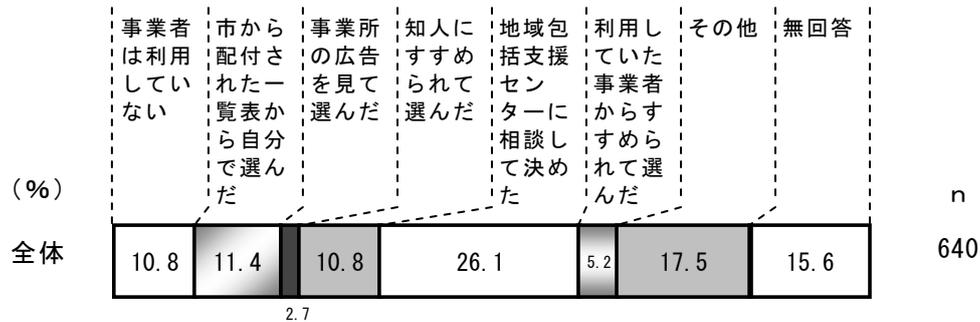
■要介護・要支援



第1部 計画の基本条件

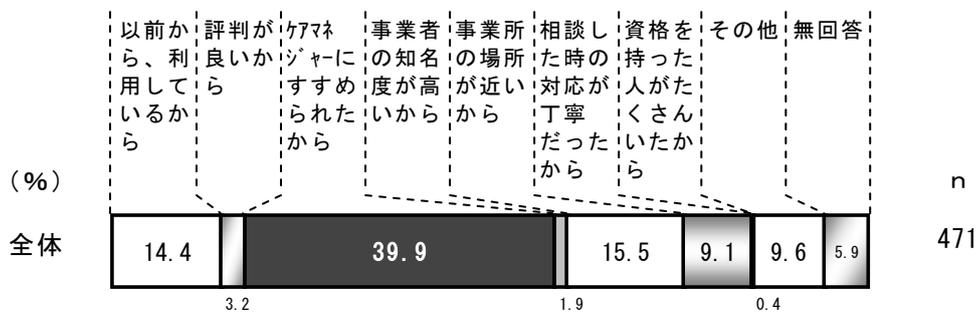
居宅介護支援事業者の選定方法については、「地域包括支援センターに相談して決めた」、との回答が多くなっています。地域包括支援センターは、高齢者の在宅生活を支援する機関であることからその役割が益々高まることから、回答結果から明らかとなっています。

■要介護・要支援



また、介護サービス事業者の選定理由としては、「ケアマネジャーにすすめられたから」との回答が多くなっています。ケアマネジャーは介護が必要になった方を、もっとも身近な所で支える専門職であり、今後益々その役割が重要になることから、回答結果から明らかとなっています。

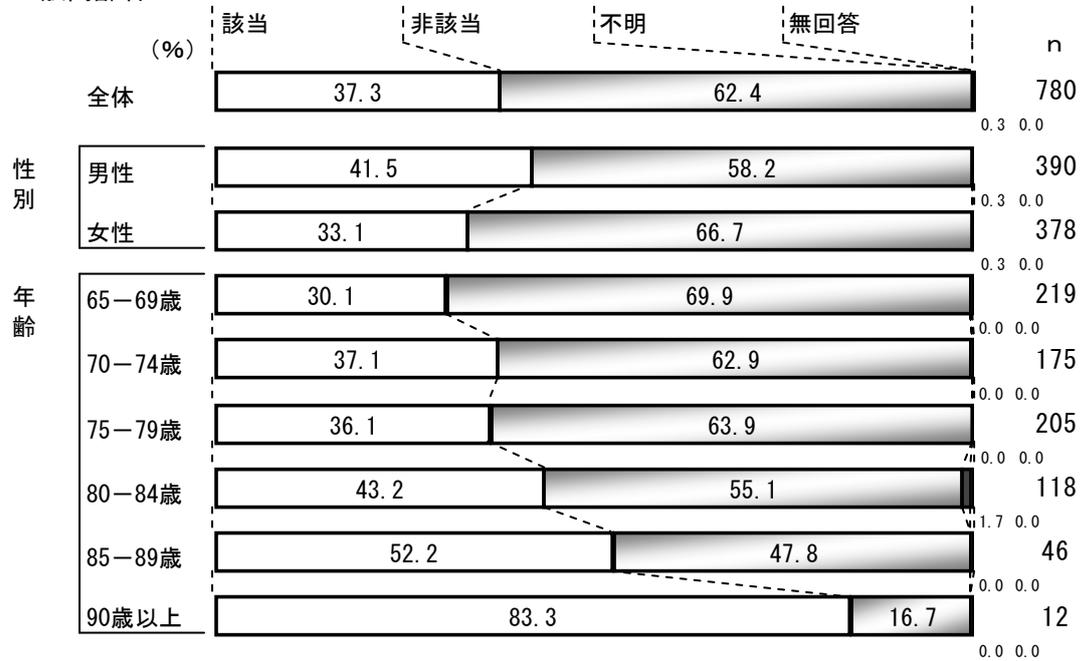
■要介護・要支援



●重点的事項5：認知症に関する取り組み

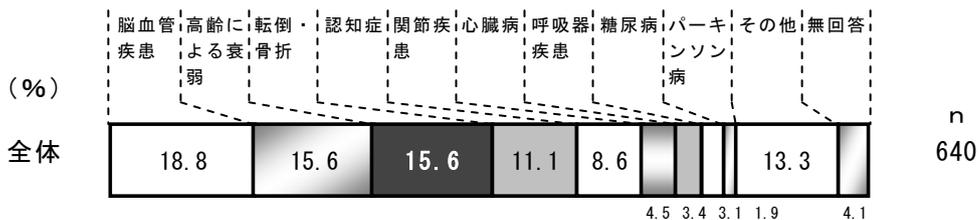
一般高齢者を対象とした調査では、認知症予防についての判定結果で、85歳～89歳で（52.2%）、90歳以上で（83.3%）と、年齢が上がるごとに該当者が多く、全体では、37.3%の方が該当となっております。

■一般高齢者



また、要介護・要支援の方を対象とした調査では、介護保険サービスの利用意向として「認知症の症状がでてきているから」が20.6%となっており、要介護等になった原因としても、認知症(11.1%)との回答結果となっております。

■要介護・要支援



このことから、なるべく認知症の発症を防いで健康寿命を延伸し、また仮に認知症になったとしても地域で尊厳ある生活を続けるための支援が必要と考えます。

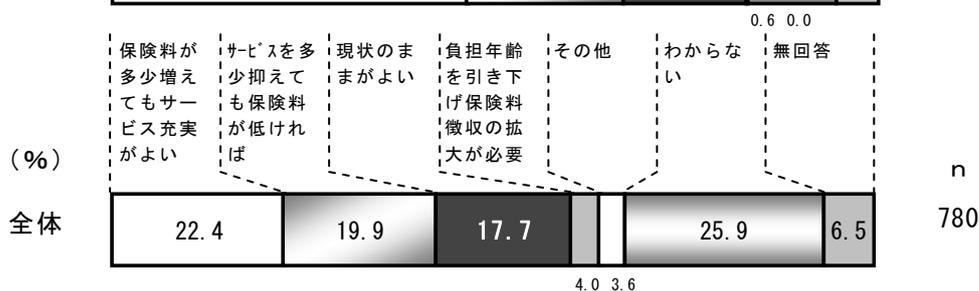
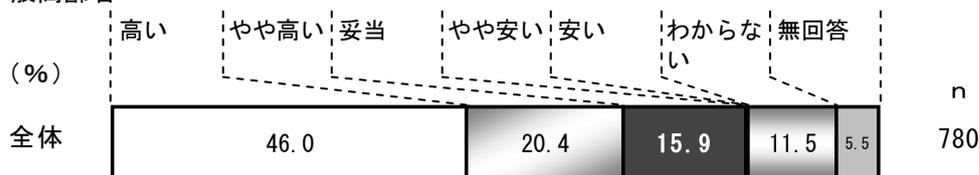
●重点的事項6：より良い介護保険制度を目指して

現在の介護保険制度では、介護保険料の基準額は介護（予防）サービスの利用量によって決まります。したがって、施設が増えたり、サービスが充実して利用量が増えたりすると、保険料も高額になっていくことになります。

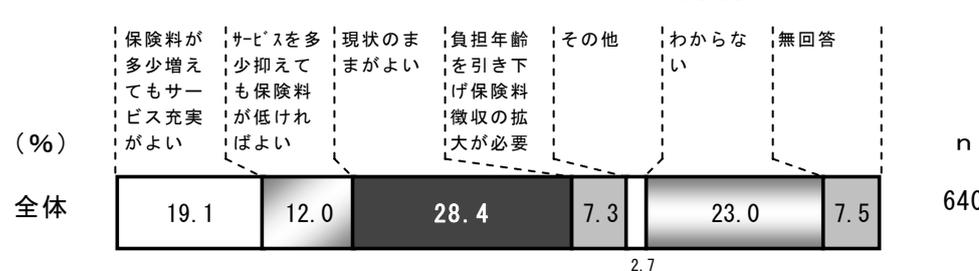
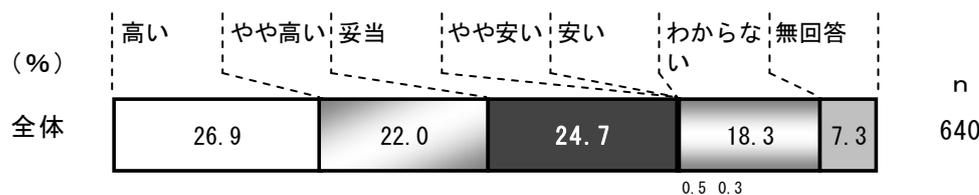
支払っている介護保険料の金額について調査した結果、“高い”“やや高い”を足し合わせた割合で、一般高齢者を対象とした調査で、66.4%、要介護・要支援の方を対象にした調査で、48.9%、“妥当”と回答した方は、一般高齢者を対象とした調査で 15.9%、要介護・要支援の方を対象にした調査で 24.7%となっており、介護保険料に対する負担感が増大してきています。

今後の介護保険料のありかたについては、一般高齢者を対象とした調査で、「保険料が多少増えてもサービス充実がよい」（22.4%）、「サービスを多少抑えても保険料が低ければよい」（19.9%）、要介護・要支援の方を対象にした調査で、「現状のままだがよい」（28.4%）、「保険料が多少増えてもサービス充実がよい」（19.1%）となっており、置かれている状況によって多少の違いがあることがわかります。

■一般高齢者



■要介護・要支援



## 第3章 基本理念

### 1・計画の基本的な考え方

#### 1) 計画の基本理念

この計画の基本理念を



**「みんなで支え合い、  
よろこびが生まれる都市・佐倉」**

とします。

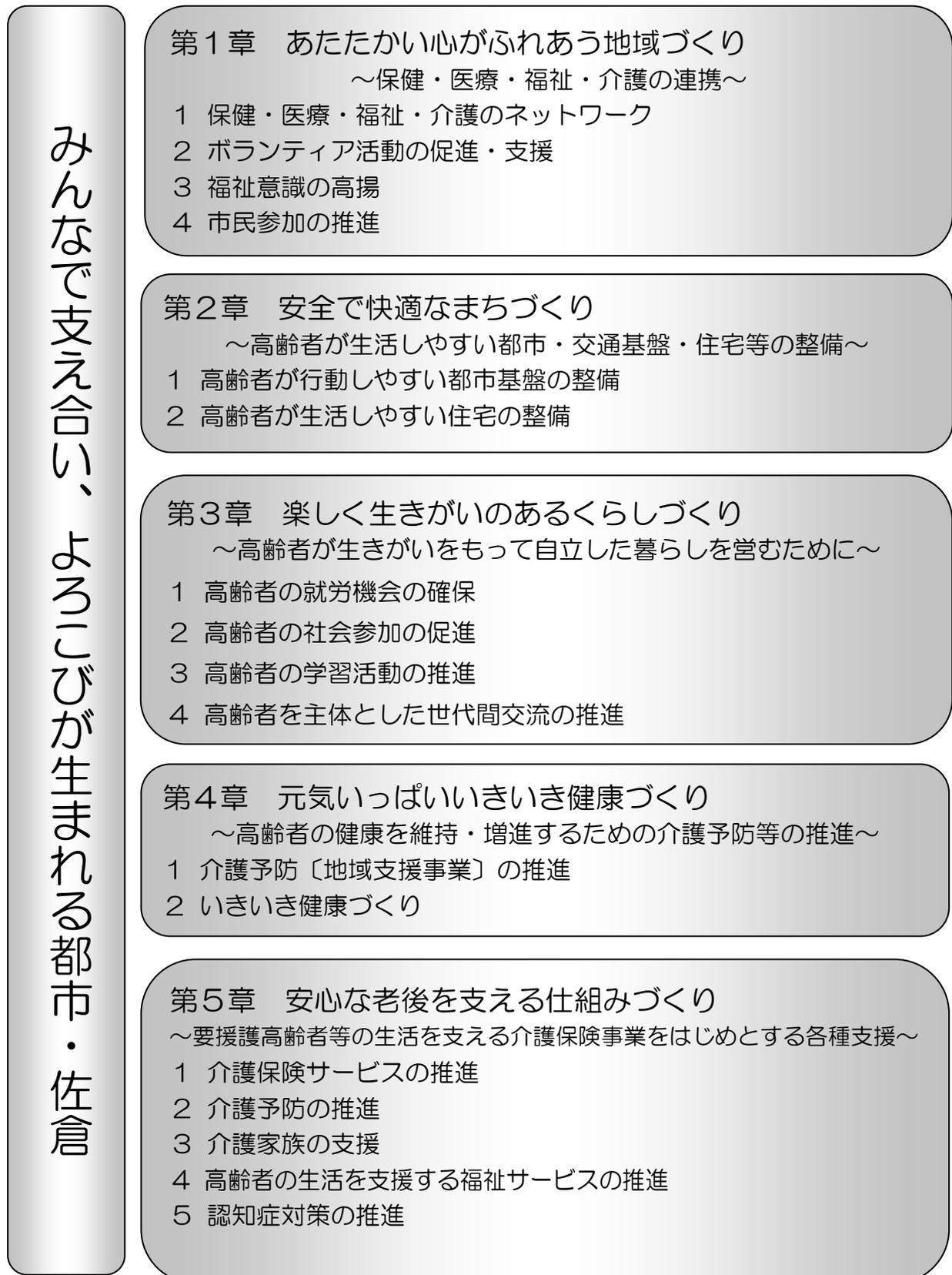
これは、市民と市民、市民と行政が支え合うことを基本に、市民一人ひとりの生活からまちづくりに至る、佐倉市の総合的な高齢者福祉・介護保険施策を推進する姿勢をあらわすものです。

みんなで支え合う都市を実現するため、とりわけ「高齢者の尊厳の尊重」、「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の権利擁護」について十分配慮するとともに、以下に示す「重点施策」について積極的に取り組んでいきます。

## 2) 高齢者施策の体系

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、佐倉市では高齢者施策を以下の図のような体系で進めていきます。

図 1-3-1 高齢者施策の体系



### 3) 計画の重点施策

佐倉市では、早急な課題解決が望まれるものや、今後の佐倉市を見据える中で、取り組んでいかなければならないもの、また、実態調査（アンケート調査）から明らかになった意見や要望等を踏まえ、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画に取り込む重点施策として以下の6項目を掲げます。

#### ●重点施策1：介護予防の推進

☞高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取り組みを推進する必要があります。

#### ●重点施策2：福祉施設の整備・拡充

☞特別養護老人ホームや介護施設などの入所希望者が多くなっており、施設の整備や拡充が求められています。また、施設職員の人材確保や待遇改善を図り、介護サービスの維持向上を図っていく必要があります。

#### ●重点施策3：保健・福祉・介護に関する情報提供の徹底化

☞介護サービスや介護予防事業などの市の高齢者福祉事業への市民の認知度が低い状況です。必要な情報を必要な人に届けるために、効果的な情報提供を検討し実施する必要があります。

#### ●重点施策4：在宅福祉サービスの維持・充実

☞高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援を充実する必要があります。また、介護保険に該当しない在宅サービスを維持・充実する必要があります。

#### ●重点施策5：認知症に関する知識の普及と支援体制の強化

☞認知症の予防や早期発見による治療のため、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制を整備していく必要があります。

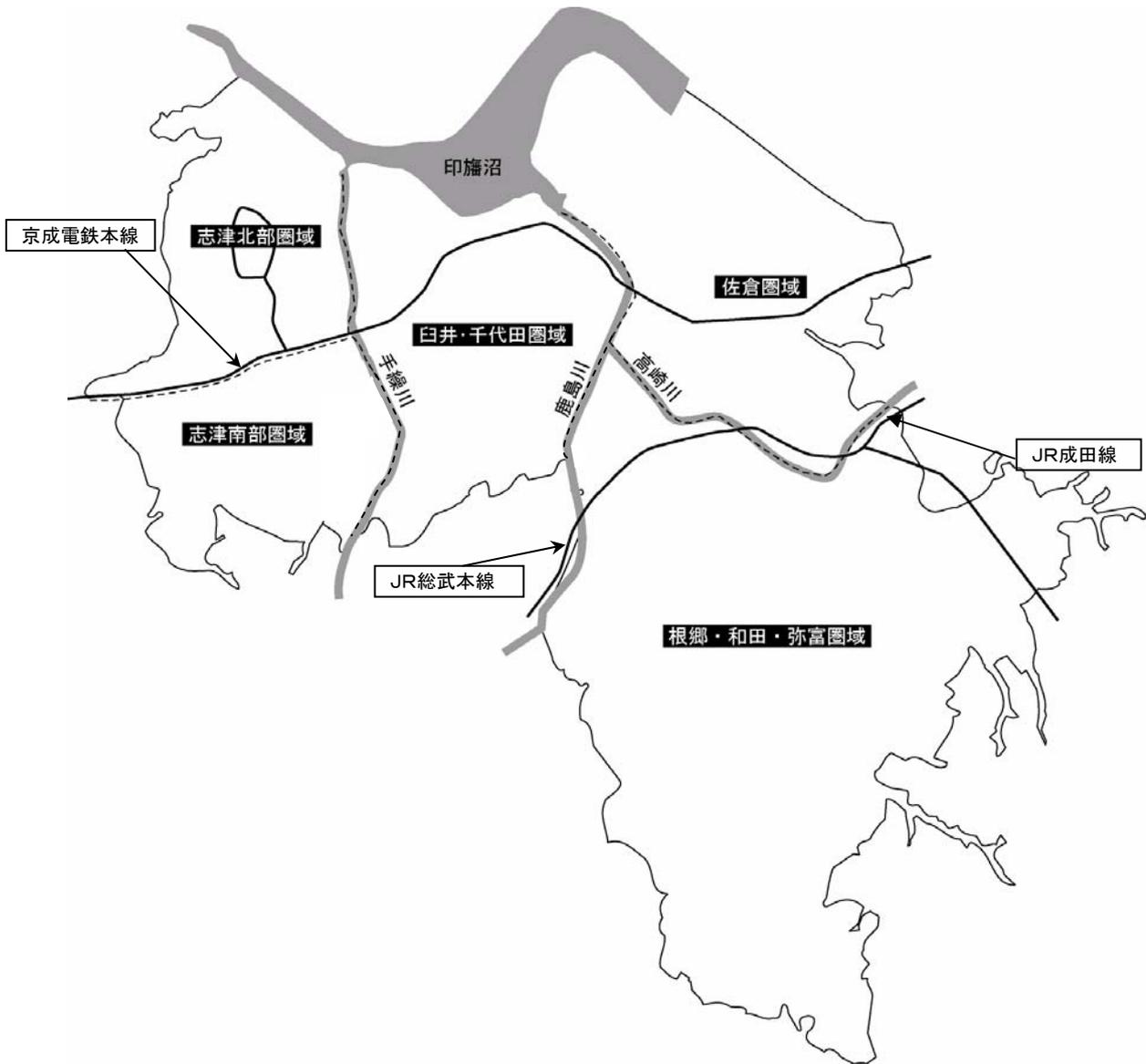
#### ●重点施策6：介護保険制度の効率的運用

☞要介護・要支援認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を行っていく必要があります。

## 2・日常生活圏域の設定

第4期計画に引き続き、今期計画でも佐倉市を5つの日常生活圏域に分け、介護施設等の配置・整備を行い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、ネットワークの形成を行います。

図 1-3-2 日常生活圏域図



### 【佐倉市における日常生活圏域設定のポイント】

- ・ 旧町村をベースにした既存コミュニティの形成
- ・ 既存の介護施設等の整備状況と新規の介護施設等の配置・整備
- ・ 各圏域の高齢者人口のバランス
- ・ 身近な地域で福祉サービスを楽しむ範囲

◆日常生活圏域の高齢者人口の状況

平成23年9月末現在の住民基本台帳に基づく高齢者の状況を日常生活圏域別に見ると、佐倉圏域の高齢化率が最も高く26.2%、根郷・和田・弥富圏域の高齢化率が最も低く20.4%となっています。また、図1-3-3の各グラフで示すように、各圏域とも高齢化率は上昇しています。

図1-3-3 住民基本台帳に基づく圏域別データ・各年9月末現在

